

飲みません 今日私がハンドルキーパー



12月1日から10日まで、年末の交通安全県民運動実施



飲酒運転は酒を飲む人、飲ませた人、車両の提供者、車両の同乗者も犯罪です。飲酒運転による事故は、より厳しい責任が問われることとなります。

飲酒運転による交通事故の3つ責任！



刑事上の責任

危険運転致死傷罪に問われる場合があり、飲酒していない場合より厳しい懲役、禁錮、罰金等の処分になります！

行政上の責任

飲酒していない場合より厳しい運転免許の取消し、停止などの処分となります！



民事上の責任

多額の賠償金を支払うことになるほか、会社の解雇や家庭崩壊等、本人はもちろん、その家族をも不幸にします。

過去の事例：懲役23年

平成19年6月、兵庫県尼崎市において、飲酒運転の上、交通死亡事故を起こして危険運転致死傷罪に問われた事件では、運転手は懲役23年の実刑判決を受けています。



自転車の「酒気帯び運転・携帯電話使用等」に新たな罰則が整備!! 11月1日～



- 酒気帯び運転違反者
3年以下の懲役又は50万以下の罰金
- 自転車の提供者
- 酒類の提供者・同乗者も処罰されます。



- 携帯電話使用等違反者
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 「絶対にやめましょう！」

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日～12月16日

～拉致被害者への理解を深めよう～



警察官募集!中署で個別採用相談に応じます!



電話相談は随時受け付けています。
来署希望の方は、ご連絡ください。
警務課採用担当
052 - 241 - 0110
(内線229)
午前9時～午後5時

【松元交番管内犯罪発生状況（10月中）】

自転車盗	施錠有	施錠無	万引き	置引き	侵入盗	自動車盗	車上ねらい	その他	合計
4	1	3	0	0	0	0	0	3	7

松

元
交番だより



令和6年12月号

中警察署
241-0110